

○西ノ島町地域交流型合宿等促進事業補助金交付要綱

平成28年7月1日

要綱第23号

改正 令和4年4月1日要綱第24号

(目的)

第1条 この要綱は、西ノ島町において開催される学生等の合宿等に対して地域交流型合宿等促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、西ノ島町における地域の活性化及び人的交流の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義については、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校をいう。
- (2) 学生等 前号に規定する学校等に在籍する児童、生徒及び学生をいう。
- (3) 宿泊施設 本町区域内で、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定するホテル営業、旅館営業及び簡易宿所営業に係る宿泊施設をいう。
- (4) 合宿等 本町で学生等が5人以上で行うスポーツ及び音楽、自然文化、歴史等の調査研究等の活動のために滞在して行う活動及び町外の学生等が町内で開催されるイベント及び地域行事のために自主的に参加する活動をいう。ただし、事業活動によって報酬等を得る活動は除く。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となるものは、町外の学校等の学生等が町内で行うクラブ、サークル、ゼミナール活動のための滞在合宿又は本町内で開催される地域行事、イベント等において、町内の宿泊施設に5人以上で1泊以上する合宿等で地域住民との人的交流が見込まれるものを対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは補助対象事業としないものとする。

- (1) 営利目的とするもの
  - (2) 政治的又は宗教的活動を目的とするもの
  - (3) この要綱以外に基づき西ノ島町から他の助成金等の交付を受けているもの
- (対象となる経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、当該事業の実施に要する経費のうち、船賃及び宿泊費について助成する。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本土からの渡航費 1人につき2,000円（小学生1,000円）
- (2) 西ノ島町内の宿泊施設を利用した場合 1人1泊につき2,000円（小学生1,000円）

(交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 地域交流型合宿等促進事業補助金申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書

(交付の決定)

第7条 町長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定する。

2 町長は補助金の交付を決定したときは、地域交流型合宿等促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

(補助金の変更申請)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「申請者」という。）は、申請にかかる事

項を変更又は中止しようとするときは、すみやかに地域交流型合宿等促進事業補助金変更申請書（様式第3号）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

（実績報告）

第9条 申請者は、補助対象事業が完了したときは、すみやかに次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

（1） 地域交流型合宿等促進事業補助金実績報告書（様式第4号）

（2） 宿泊証明書（様式第5号）

（3） その他町長が必要と認める書類

（交付額の確定及び通知）

第10条 町長は、前条に規定する書類の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付の額を確定し、その旨を地域交流型合宿等促進事業確定通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第11条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、請求書の提出があったときは、すみやかに補助金を交付するものとする。

（決定の取消し等）

第12条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は返還を求めることができる。

（1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（2） 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（3） その他町長が特別の理由があると認めるとき。

（受入のための取り組み）

第13条 学生等の受入が地域にとって効果的なものとなるよう、町内事業者等へ事業協力を行うものとする。

（その他）

第14条 要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（令和4年要綱第24号）

この要綱は、公布の日から施行する。